

## 《資料》

# 「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」に関する獨協大学商法担当者の意見

大	川	俊
周		剣
高	橋	龍
吉	川	均
	信	將

平成30（2018）年2月14日、法務省法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会は「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案」を取りまとめ、同月28日から4月13日までの間、これをパブリックコメント（意見公募）手続に付した。当該中間試案は、手続きの電子化や株主提案権の制限等による「株主総会に関する規律の見直し」（第一部）及び取締役に対する適切なインセンティブの付与や社外取締役の活用等による「取締役等に関する規律の見直し」（第二部）といった企業統治に関する事項だけではなく、「その他」（第三部）として、社債の管理に関する規律の見直し、さらには「株式交付」と名付けられた新たな企業再編手段の創設をも提示するなど広範に及ぶものである。本資料はこれに対して同年4月11日付で法務省民事局参事官室に提出した獨協大学商法担当者の意見である<sup>1)</sup>。この意見が経済産業上重要な会社法制の見直しにいささかでも寄与することができれば幸いである。

---

1) 各界から寄せられた意見の概要は、法務省から平成30年5月28日付けて「『会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案』に対して寄せられた意見の概要」<http://www.moj.go.jp/content/001258839.pdf>（平成30年5月31日現在）として公開されている。

## 第1部 株主総会に関する規律の見直し

### 第1 株主総会資料の電子提供制度

#### 1 定款の定め

① 株式会社は、株主総会参考書類、議決権行使書面、会社法第437条の計算書類及び事業報告並びに同法第444条第6項の連結計算書類（以下「株主総会参考書類等」という。）の交付又は提供に代えて、株主総会参考書類等に記載し、又は記録すべき事項に係る情報を電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置（以下「電子提供措置」という。）を探る旨を定款で定めることができるものとする。

（注） 上記の電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置としては、電子公告の方法に準じて、会社法施行規則第222条第1項第1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とするものとすることが考えられる。

② 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）は、①による定款の定めがある株式会社の株式でなければ、取り扱うことができないものとする。

③ この試案に基づく改正法の施行日において振替株式（振替法第128条第1項に規定する振替株式をいう。以下同じ。）を発行している株式会社は、施行日を効力発生日とする①による定款の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなすものとする。

[意 見] 賛成する。

[理 由] 電子公告制度との平仄が図られており、適切である。

## 2 電子提供措置

- ① 1 ①による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、電子提供措置開始日から株主総会の日以後3か月を経過する日までの間、次に掲げる事項（以下「電子提供措置事項」という。）に係る情報について継続して電子提供措置を探らなければならないものとする。
- ア 会社法第298条第1項各号に掲げる事項
  - イ 会社法第301条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
- （注） 会社法第299条第1項の通知に際して、株主に対し、議決権行使書面を交付する場合には、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については電子提供措置を探ることを要しないものとする。
- ウ 会社法第302条第1項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項
  - エ 会社法第305条の規定による請求があった場合には、同条第1項の議案の要領
  - オ 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定期株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第437条の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項
  - カ 株式会社が会計監査人設置会社（取締役会設置会社に限る。）である場合において、取締役が定期株主総会の招集の通知を発するときは、会社法第444条第6項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項
  - キ アからカまでの事項について修正をすべき事情が生じた場合は、その旨及び修正後の事項

② ①の「電子提供措置開始日」については、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 株主総会の日の4週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日

【B案】 株主総会の日の3週間前の日又は株主総会の招集の通知を発した日のいずれか早い日

〔意見〕 賛成する。②については留保する。

〔理由〕 電子提供措置は、株主に対して必要な資料を早期にかつ低コストで提供するものであり、適切である。但し、電子提供措置を開始する具体的な時期（②）については、株主総会の招集の通知を発した日よりも前とする点においてのみ賛成し、【A案】および【B案】のいずれが妥当かについては保留する。

〔コメント〕 なお、電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合（①カ）における措置については、株主の閲覧上の煩雑さを避けるため、一定の限界を設けるべきである。

### 3 株主総会の招集の通知

#### (1) 発送期限

1 ①による定款の定めがある株式会社においては、会社法第299条第2項各号に規定する場合における株主総会の招集の通知の発送期限は、同条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかの案によるものとする。

【A案】 株主総会の日の4週間前まで

【B案】 株主総会の日の3週間前まで

【C案】 株主総会の日の2週間前まで

〔意見〕 2 ②と同一の時期とすべきである。

〔理由〕 株主総会資料がウェブサイトに掲載されたことを株主に認識さ

せるため、電子提供措置開始日（2②）と株主総会の招集の通知の発送日とを同一の日とすべきである。

## （2）記載事項

1 ①による定款の定めがある株式会社においては、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、同条第4項の規定にかかわらず、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならないものとする。

- ① 株主総会の日時及び場所
- ② 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項
- ③ 電子提供措置事項に係る情報を掲載するウェブサイトのアドレス

（2）の注） 本文の事項のほか、書面又は電磁的方法による株主総会の招集の通知に記載し、又は記録しなければならない事項としては、例えば、次のものとすることが考えられる。

- ア 会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び書面による議決権の行使の期限
- イ 会社法第298条第1項第4号に掲げる事項を定めたときは、その旨及び電磁的方法による議決権の行使の期限
- ウ 株主総会の招集の決定において次に掲げる事項を定めたとき（定款に当該事項についての定めがあるときを除く。）は、その決定の内容
  - （ア）代理人による議決権の行使に関する事項
  - （イ）会社法第313条第2項の規定による通知の方法

〔意見〕 賛成する。

〔理由〕 電子提供措置を採った場合における会社の事務負担を軽減するものであり、適切である。

#### 4 株主総会参考書類等の交付又は提供等

##### (1) 会社法第301条第1項の特則等

- ① 1 ①による定款の定めがある株式会社の取締役は、会社法第301条第1項、第302条第1項、第437条及び第444条第6項の規定にかかわらず、株主総会の招集の通知に際して、株主に対し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しないものとする。
- ② 1 ①による定款の定めがある株式会社における会社法第305条第1項の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録すること」とあるのは、「電子提供措置事項に含めること」とするものとする。

〔意 見〕賛成する。

〔理 由〕電子提供制度の趣旨に鑑み、当然の立法措置である。

##### (2) 書面交付請求

- ① 1 ①による定款の定めがある株式会社の株主は、当該株式会社に対し、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができるものとする。
- (注1) 振替株式の株主が書面交付請求をするには、振替機関等を経由してしなければならないものとする。
- (注2) 株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとするかどうかについては、なお検討する。
- ② 取締役は、会社法第299条第2項各号に規定する場合には、株主総会の日の2週間前までに、①による請求（以下「書面交付請求」という。）をした株主（当該株式会社が当該株主総会において

て議決権を行使することができる者を定めるための同法第124条第1項に規定する基準日を定めたときは、当該基準日までに書面交付請求をした株主に限る。）に対し、①の書面を交付しなければならないものとする。

（注）①の書面の交付については、会社法第126条第1項から第4項までを準用するものとする。

〔意見〕賛成する。

〔理由〕インターネットを利用することが困難な株主の利益に配慮した措置として、適切である。

〔コメント〕なお、インターネットの利用率や株主構成の変動等の将来の状況の変化に対応すべく、①の（注2）については、株主が書面交付請求をすることができない旨を定款で定めることができるものとすべきである。

## 5 電子提供措置の中断

2 ①にかかわらず、電子提供措置期間中電子提供措置の中断（株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさないものとする。

- ① 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。
- ② 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の10分の1を超えないこと。
- ③ 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、電子提供措置の中断が生じた時間及び電子提供措置の中断

の内容について、電子提供措置事項に含めて電子提供措置を採ったこと。

[意見] 賛成する。

[理由] インターネット利用に係る一般的な懸念への対応として、適切な立法措置である。

## 6 電子提供措置の調査

電子提供措置を採ろうとする株式会社は、電子提供措置期間中、電子提供措置事項に係る情報が株主が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、調査機関に対し、調査を行うことを求めなければならないものとする。

(注) 調査機関については、電子公告調査機関に準じて、所要の規定を設けるものとする。

[意見] 賛成する。

[理由] インターネット利用に係る一般的な懸念への対応として、適切な立法措置である。

(第1の後注1) 種類株主総会の株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付についても、同様の規律を設けるものとする。

[意見] 賛成する。

[理由] 現行法と同様の対応として、適切な立法措置である。

(第1の後注2) 開示用電子情報処理組織（E D I N E T）の利用の可否等については、なお検討する。

[意見] 開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を利用する方向で検

討すべきである。

[理由] 株主総会資料と有価証券報告書との一体的な開示を促進させる観点から、既存の開示用電子情報処理組織（E D I N E T）を積極的に利用すべきである。

(第1の後注3) 会社法第299条第3項の承諾をした株主に関して、例えば、次のような見直しをするかどうかについては、なお検討する。

ア 会社法第301条第2項ただし書及び第302条第2項ただし書を削除し、同法第299条第3項の承諾をした株主は、株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付を請求することができないものとする。

イ 電子提供措置を採る場合には、会社法第299条第3項の承諾をした株主に対しては、4(2)①の書面を交付することを要しないものとする。

[意見] 賛成する。

[理由] 会社の事務負担を軽減するため、株主総会の招集の通知を電磁的方法により交付することを承諾した株主に対しては、株主総会参考書類及び議決権行使書面を書面により交付する必要はないと思われる。また、書面交付請求についても、同様の理由から、認める必要はないと思われる。

(第1の後注4) 株主総会資料の電子提供制度といわゆるウェブ開示によるみなし提供制度（会社法施行規則第94条第1項、第2項、第133条第3項から第5項まで、会社計算規則第133条第4項から第6項まで、第134条第4項

から第6項まで。以下単に「みなし提供制度」という。)を併存させるものとするかどうかなど、株主総会資料の電子提供制度の創設に伴うみなし提供制度の見直しの要否等については、なお検討する。

〔意 見〕 みなし提供制度と電子提供制度を一本化する方向で検討すべきである。

〔理 由〕 電子提供制度の導入を契機として、株主総会参考書類等に係る情報提供の仕組みを簡素化すべきである。

## 第2 株主提案権

### 1 提案することができる議案の数

【A 1 案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、5を超えることができないものとする。この場合において、役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。）及び会計監査人（以下1において「役員等」という。）の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

【A 2 案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、5を超えることができないものとする。

【B 1 案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案の数は、10を超えることができないものとする。この場合において、役員等の選任に関する議案については、選任される役員等の人数にかかわらず一の議案と数えるものとし、役員等の解任に関する議案についても、同様とするものとする。

【B 2 案】 取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議

案（役員等の選任又は解任に関する議案を除く。）の数は、10を超えることができないものとする。

（1の注） 定款の変更に関する議案の数については、内容において関連する事項ごとに区分して数えるものとする旨の明文の規定を設けるものとするかどうかについては、なお検討する。

[意見] 【A1案】に賛成する。

[理由] 株主提案議案の数を制限することは、株主総会の招集通知や株主総会資料等に係る費用の削減のみならず、他の株主の各議案に対する調査・検討の労の削減にもつながる。円滑な株主総会の運営は株主共同の利益となることから、提案できる議案の数は役員等の選任又は解任に関する議案も含め5以下が適当である。

[コメント] なお、定款の変更に関する議案の数（1の注）については、「内容において関連性のある事項」の具体的な判断基準に関する解釈を明確化した上で、区分して数えるものとする方向で検討すべきである。

## 2 内容による提案の制限

会社法第304条及び第305条の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。

- ① 株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で会社法第304条の規定による議案の提出又は同法第305条の規定による請求（以下「株主提案」という。）を行ったとき。
- ② 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき。
- ③ 株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき。
- ④ 株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき。

- [意] 見] 賛成する。③につき「株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とするとき」とすべきである。
- [理] 由] 会社に損害を加える目的による提案も濫用的な提案の制限に該当すると思われる。

(第2の後注) 株主提案権の行使要件のうち300個以上の議決権という持株要件及び行使期限の見直しをするものとするかどうかについては、なお検討する。

- [意] 見] 見直す必要はない。
- [理] 由] 株主提案権を過度に制限することとなると思われる。

## 第2部 取締役等に関する規律の見直し

### 第1 取締役等への適切なインセンティブの付与

#### 1 取締役の報酬等

##### (1) 取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針

取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めているときは、会社法第361条第1項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該方針の内容の概要及び当該議案が当該方針に沿うものであると取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）が判断した理由を説明しなければならないものとする。

(注1) 「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」としては、例えば、各取締役の報酬等についての報酬等の種類ごと

の比率に係る決定の方針、(5)④に規定する業績連動報酬等の有無及びその内容に係る決定の方針、各取締役の報酬等の内容に係る決定の方法の方針等も含まれるものとする。

(注2) 一定の場合に「取締役の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

[意見] 賛成する。

[理由] 取締役の報酬等の内容の決定はガバナンス上も重要な事項であり、かつ株主にとっても関心が高いことから、その方針を定めている場合に株主総会で説明することは合理的である。

[コメント] 公開会社かつ大会社の場合は、内部統制システムの基本方針と同様に、取締役会での決議事項とすべきである。

## (2) 金銭でない報酬等に係る株主総会の決議による定め

会社法第361条第1項第3号を改正し、取締役の報酬等のうち金銭でないものについての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定めるものとする。

- ① 報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限及び当該株式の交付の条件の要綱
  - ② 報酬等のうち当該株式会社の新株予約権であるもの又は当該新株予約権の取得に要する資金に充てるための金銭については、当該新株予約権の内容の要綱及び数の上限
  - ③ 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の株式又は新株予約権であるものを除く。）については、その具体的な内容
- ((2)の注1) ①の株式の交付の条件の要綱及び②の新株予約権の内容

の要綱をどのようなものとするかについては、なお検討する。

((2)の注2) (4)のA案のような見直しをしないものとする場合においては、①中「報酬等のうち当該株式会社の株式であるもの又は当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭」とあるのは、「報酬等のうち当該株式会社の株式の取得に要する資金に充てるための金銭」とするものとする。

((2)の注3) 報酬委員会が執行役等の個人別の報酬等の内容として決定しなければならない事項（会社法第409条第3項）についても、上記と同様の見直しをするものとする。

### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の再一任

【A案】 次のような規定を設け、公開会社において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定を取締役に再一任するためには、株主総会の決議を要するものとする。

- ① 取締役会設置会社においては、各取締役（監査委員等である取締役を除く。以下A案において同じ。）の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、会社法第361条第1項の報酬等の範囲内において、取締役会の決議によって定めなければならないものとする。
- ② ①にかかわらず、公開会社は、会社法第361条第1項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、取締役会の決議によって①による各取締役の報酬等の内容に係る決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定めることができるものとする。
- ③ ①にかかわらず、公開会社でない株式会社の取締役会は、その決議によって、①による各取締役の報酬等の内容に係る

決定の全部又は一部を取締役に委任することができるものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

((3)の注) 上記のほか、取締役の個人別の報酬等の決定の再一任に関する情報開示の充実については、(5)(3)参照

[意 見] 【A案】に賛成する。

[理 由] 代表取締役に取締役の報酬を全て一任することは、ガバナンス上、問題を生じる場合も無しとは言えないことから、再一任の際には、取締役会又は株主総会で決議をする意義はある。

#### (4) 株式報酬等

【A案】 (2)のような見直しをするものとする場合において、次のような見直しをするものとする。

① (2)①の株式を引き受ける者の募集については、募集事項として、募集株式と引換えに金銭の払込みを要しない旨を定めることができるものとする。この場合においては、当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該株式を引き受けることができないものとする。

② (2)②の新株予約権については、当該新株予約権の行使に際してする出資を要しない旨をその内容とができるものとする。この場合においては、当該株式会社の取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権行使することができないものとする。

(A案の注) ①の株式が発行された場合及び②の新株予約権の行使がされた場合における資本金等の計上方法については、どのような方法が一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に沿うものかを踏まえ、なお検討する。

【B案】 A案の②のような見直しのみをするものとする。

【C案】 現行法の規律を見直さないものとする。

### (5) 情報開示の充実

会社役員の報酬等に関する次に掲げる事項について、公開会社における事業報告による情報開示に関する規定の充実を図るものとする。

- ① 報酬等の内容に係る決定に関する方針に関する事項
  - ② 報酬等についての株主総会の決議に関する事項
  - ③ 取締役会による各取締役の報酬等の内容に係る決定の一部又は全部の再一任に関する事項
  - ④ 業績連動報酬等（株式会社の業績を示す指標を基礎として算定される額又は数の金銭その他の財産による報酬等をいう。）に関する事項
  - ⑤ 職務執行の対価として株式会社が交付した株式又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。）に関する事項
  - ⑥ 報酬等の種類ごとの総額
- ((5)の注) 上記のほか、報酬等の額を個人別に事業報告により開示しなければならないものとするかどうかについては、なお検討する。

[意見] 賛成する。

[理由] 会社役員の報酬等について、透明性を高めることになる。

[コメント] 本項目に限らないが、公開会社における事業報告の開示事項が増加する一方であるため、全体を通して、有価証券報告書等の開示で代替できるものは、代替可能とする途を残しておくべきである。

## 2 会社補償

会社補償に関する規定を次のとおり設けるものとする。

- ① 株式会社は、次に掲げる費用等の全部又は一部を株式会社が補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下「役員等」という。）と締結することができるものとする。
  - ア 次に掲げる事由がある場合には、当該役員等が当該事由により要する費用（相当と認められる額に限る。）
    - (ア) 当該役員等が、その職務の執行に関し、責任の追及に係る請求を受けたこと。
    - (イ) 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われることとなったこと。
  - イ 当該役員等がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う場合において、善意でかつ重大な過失がないときは、次に掲げる損失（当該株式会社が当該第三者に対して当該損害を賠償する責任を負う場合において、当該株式会社が当該損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に対して会社法第423条第1項の責任を負うときは、当該責任に係る部分を除く。）
    - (ア) 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失
    - (イ) 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該和解に基づく金銭の支払により生ずる損失
- ② 補償契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。  
(注) 補償契約に基づく補償について、次のような規律のうちいずれを設けるかについては、なお検討する。
  - ア 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補

償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならないものとする。

イ 補償契約に基づく補償をする旨の決定は、②の決定と同様に、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によらなければならないものとする。

ウ ①アの費用についての補償契約に基づく補償は、アによるものとし、①イの損失等についての補償契約に基づく補償は、イによるものとする。

③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。

④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項、第423条第3項及び第428条の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約については、適用しないものとする。

（注） 民法第108条の規定は、②の株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によってその内容を定めた補償契約の締結については、適用しないものとする。

⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、補償契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。

ア 当該補償契約の相手方

イ 当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む。）

（⑤の注） 上記のほか、例えば、次のような事項を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについては、なお検討する。

（ア） 当該事業年度において、当該役員に責任があることが認められた場合（当該役員等が和解をした場合を含む。）又は当該役員等が法令に違反したことが認められた場合にお

いて、株式会社がこれについて補償契約に基づき①アの費用等を補償したときは、その相手方及び額

(イ) 当該事業年度において、株式会社が補償契約に基づき①イの損失を補償したときは、その相手方及び額

[意見] ①～⑤いずれも賛成（②はイに賛成）する。

[理由] 株主等からの濫用的な訴訟対応について、一定の範囲内で会社と役員等が補償契約を締結することは、株主総会での決議や、取締役会での決議・報告による一定の手続を前提とするならば、役員等のセイフティネットの観点からも合理的である。

### 3 役員等賠償責任保険契約

いわゆる会社役員賠償責任保険（D & O保険）に関する規定として、役員等賠償責任保険契約に関する規定を次のとおり設けるものとする。

① 役員等賠償責任保険契約とは、以下のア又はイのいずれかに該当する保険契約のうち、株式会社を保険契約者とするものをいうものとする。

ア 役員等を被保険者とする損害保険契約であって、被保険者がその職務の執行に関し会社法その他の法令の規定による責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するもの

イ 株式会社を被保険者とする損害保険契約であって、役員等が受けたアの損害を被保険者が補償することによって生ずることのある損害を填補するもの

(①の注) 役員等賠償責任保険契約の定義の詳細については、定義から除外すべき保険契約の範囲を含め、なお検討する。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によらなければならないもの

とする。

- ③ 取締役会設置会社においては、取締役会は、②の決定については、取締役又は執行役に委任することができないものとする。
- ④ 会社法第356条第1項（第419条第2項において準用する場合を含む。）、第365条第2項及び第423条第3項の規定は、次に掲げる役員等賠償責任保険契約については、適用しないものとする。
- ア ①アの保険契約であって、取締役又は執行役を被保険者とするもの
- イ ①イの保険契約であって、取締役又は執行役が受けた損害を株式会社が補償することによって生ずることのある損害を墳補するもの
- (④の注) 平成29年法律第44号による改正後の民法第108条の規定は、②の株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議によってその内容を定めた役員等賠償責任保険契約の締結については、適用しないものとする。
- ⑤ 株式会社が当該事業年度の末日において公開会社である場合において、役員等賠償責任保険契約を締結しているときは、次に掲げる事項を事業報告の内容に含めなければならないものとする。
- ア 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者
- イ 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（役員等による保険料の負担割合、墳補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするために講じている措置の内容を含む。）
- (⑤の注) 上記のほか、当該契約における保険金額、保険料又は当該契約に基づいて行われた保険給付の金額を事業報告の内容に含めるものとするかどうかについては、なお検討する。

[意見] ①～⑤いずれも賛成する。

- [理由] 役員等賠償責任保険契約は、利益相反の問題を含みつつも、実務的には定着していることから、これまでの解釈論を整理する観点からも、会社法でその定義や手続等を明文化すべきである。
- [コメント] 事案によって、保険給付の金額は異なるはずであり、給付金額まで記載する必要はないと思われる。

## 第2 社外取締役の活用等

### 1 業務執行の社外取締役への委託

- ① 株式会社（指名委員会等設置会社を除く。以下①において同じ。）と取締役との利益が相反する状況にある場合その他取締役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合には、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）によって、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができるものとする。ただし、業務執行取締役の指揮命令の下に執行する業務については、この限りでないものとする。
- ② ①により委託を受けた行為をしたことは、会社法第2条第15号イの「当該株式会社の業務を執行した」に当たらないものとする。
- （1の注） 指名委員会等設置会社において、株式会社と執行役との利益が相反する状況にある場合その他執行役が株式会社の業務を執行することにより株主の共同の利益を損なうおそれがある場合についても、上記①及び②と同様の規律を設けるものとする。

- [意見] 賛成する。
- [理由] MBO等、経営者が利益相反に該当する場面が無いとは言えない中で、社外取締役には監督機能が特に求められている観点から、一定の範囲内で委託する意義はある。
- [コメント] 社外取締役によっては、業務執行能力もある者が就任している

ケースも多々あると考えられることから、社外取締役が委託できる事項については、個々に取締役（会）で決定することは当然のことながら、どのようなケースの場合が該当するか、ある程度の整理は必要。

## 2 監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任

【A案】 会社法第362条第4項の規定にかかわらず、監査役設置会社の取締役会は、取締役の過半数が社外取締役であることその他一定の要件を満たす場合には、その決議によって、重要な業務執行（指名委員会等設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項を除く。）の決定を取締役に委任することができるものとする。

(注) 「その他一定の要件」は、例えば、以下の要件のいずれにも該当することとするものとする。

- ① 会計監査人設置会社であること。
- ② 取締役会が経営の基本方針について決定していること。
- ③ 取締役会が会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について決定していること。
- ④ 取締役の任期が選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであること。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

[意見] 【A案】に賛成する。

[理由] 取締役会の監督機能の強化の必要性のためには、取締役会の決議事項を基本的な経営方針等の重要事項に絞り込むことが必要であり、また、一定の要件（社外取締役が過半数等）を満たしている場合には、委員会型の会社と敢えて差を設ける必要もないと考えられる。

〔コメント〕 なお、その際、会社法362条4項の見直しも併せて検討すべきである。

### 3 社外取締役を置くことの義務付け

【A案】 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大手会社であるものに限る。）であって金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、社外取締役を置かなければならぬものとする。

【B案】 現行法の規律を見直さないものとする。

〔意見〕 【A案】に賛成する。

〔理由〕 形式的な社外取締役の就任となる懸念はあるものの、社外取締役に一定の監督機能があることは事実であり、一定要件の会社（公開会社かつ大手会社である有価証券報告書提出会社である監査役会設置会社）では、社外取締役を設置することがスタンダードとすることに違和感がないと考える。

〔コメント〕 形式的な社外取締役の就任とならないようにするためにも、社外取締役の選任要件を定めた上で事業報告等において開示することを義務付けるべきである。また、社外取締役の選任要件は取締役会における重要な決議事項であることから、取締役に委任できない項目とすべきである。

### 第3部 そ の 他

#### 第1 社債の管理

##### 1 社債管理補助者

###### (1) 社債管理補助者の設置

会社は、社債を発行する場合において、会社法第702条に規定する社債管理者又は担保付社債信託法第2条第1項に規定する信託契約の受託会社（以下「受託会社」という。）を定めることを要しないときは、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができるものとする。

###### (2) 社債管理補助者の資格

社債管理補助者は、会社法第703条各号に掲げる者でなければならぬものとする。

（注） 例えば、弁護士、弁護士法人その他の者についても、社債管理補助者の資格を付与するものとするかどうかについては、なお検討する。

[意見] 社債管理補助者の資格要件を、社債管理者のそれより拡大する（(2)の注参照）という前提で賛成する。

[理由] 社債権者の保護を厚くするという方針には賛成する。社債管理者の義務や責任が重いことを理由にそれへの就任が回避される傾向のある中、試案の1の(2)にあるように社債管理補助者の資格要件を社債管理者のそれと同じままにするのであれば、社債管理者の責任軽減をはかり、社債管理者へのなり手を増やすという手もある。

### (3) **社債管理補助者の義務**

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理の補助を行わなければならないものとする。
- ② 社債管理補助者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもつて社債の管理の補助を行わなければならないものとする。

### (4) **社債管理補助者の権限等**

- ① 社債管理補助者は、社債権者のために破産手続参加、再生手続参加若しくは更生手続参加をする権限、民事執行手続において配当要求をする権限又は会社法第499条第1項の期間内に債権の申出をする権限を有するものとする。
- ② 社債管理補助者は、(1)による委託に係る契約（以下「委託契約」という。）に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有するものとする。
  - ア 社債に係る債権の弁済を受ける権限
  - イ 会社法第705条第1項の行為（①及びアの行為を除く。）をする権限
  - ウ 会社法第706条第1項各号に掲げる行為をする権限
  - エ 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為をする権限
- (②の注) 社債管理補助者がアの権限を有する場合について、会社法第705条第2項及び第3項と同様の規定を設けるものとする。
- ③ ②の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならないものとする。
  - ア ②イの行為であって、次に掲げるもの
    - (ア) 当該社債の全部についてするその支払の請求
    - (イ) 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は

### 仮処分

(ウ) 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為  
((ア)及び(イ)の行為を除く。)

イ ②ウ及びエの行為

(③の注) 社債権者集会において②ウの行為に関する事項を可決するには、特別決議を要するものとする。

④ 社債管理補助者は、委託契約に従い、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置を探らなければならないものとする。

### (5) 特別代理人の選任

社債管理者に関する規定（会社法第707条）と同様の規定を設けるものとする。

### (6) 社債管理補助者の行為の方式

社債管理補助者が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しないものとする。

### (7) 二以上の社債管理補助者がある場合

- ① 二以上の社債管理補助者がある場合には、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をするものとする。
- ② 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とするものとする。

### (8) 社債管理補助者の責任

社債管理補助者は、会社法又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、これによって生じた損害を賠償

する責任を負うものとする。

#### (9) **社債管理補助者の辞任等**

- ① 社債管理補助者は、社債発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができるものとする。この場合において、当該社債管理補助者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理補助者を定めなければならないものとする。
- ② ①にかかるわらず、社債管理補助者は、委託契約に定めた事由があるときは、辞任することができるものとする。ただし、委託契約に事務を承継する社債管理補助者に関する定めがないときは、この限りでないものとする。
- ③ ①にかかるわらず、社債管理補助者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができるものとする。
- ④ 社債管理者又は受託会社が定められたときは、委託契約は終了するものとする。

((9)の注) 上記のほか、社債管理者についての解任に関する規定（会社法第713条）及び事務の承継に関する規定（同法第714条）と同様の規定を設けるものとする。

#### (10) **社債権者集会の招集等**

- ① 会社法第718条第1項の社債権者は、社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができるものとする。
- ② 社債管理補助者は、①の請求を受けた場合に限り、社債権者集会を招集することができるものとする。
- ③ ②にかかるわらず、社債管理補助者は、(9)①の社債権者集会の同意を得るため、これを招集することができるものとする。
- ④ 社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議は、社債管理補助者が執行するものとする。

ただし、社債権者集会の決議によって別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでないものとする。

(10)の注) 上記のほか、社債管理者についての社債権者集会の招集の通知先に関する規定（会社法第720条第1項）、社債権者集会への出席等に関する規定（同法第729条第1項）、社債権者集会の議事録の閲覧等の請求に関する規定（同法第731条第3項）及び報酬に関する規定（同法第741条）と同様の規定を設けるものとする。

#### (11) 募集事項等

① 社債管理補助者を定めるときは、募集社債に関する事項として、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。

ア 社債管理補助者を定める旨

イ (4)(2)の権限を有することとするときは、その権限の内容

ウ 社債管理補助者が社債権者に報告し、又は(4)(4)の措置を採らなければならない事項及びその方法に関する委託契約の定めの内容

(①)の注) 上記のほか、募集社債に関する事項として、次に掲げる事項についても、定めなければならないものとすることが考えられる。

(ア) 委託契約において(4)①及び②の権限以外の権限を定めるときは、その権限の内容

(イ) (9)(2)の事由

② 社債管理補助者を定めたときは、次に掲げる事項を社債原簿に記載し、又は記録しなければならないものとする。

ア 社債管理補助者の氏名又は名称及び住所

イ 委託契約の内容

(②)の注) ②に掲げる事項は、社債の種類に係る事項（会社法第681条第1号、会社法施行規則第165条）に含めるもの

とする。

- ③ 振替機関は、振替社債（振替法第66条柱書きに規定する振替社債をいう。）について、いわゆる銘柄公示情報として、加入者が社債管理補助者の権限の内容、①ウの内容等を知ることができるようする措置を採らなければならないものとする（振替法第87条参照）。

[意 見] 賛成する。

[理 由] 概ね妥当な制度設計となっている。

## 2 社債権者集会

### (1) 元利金の減免

会社法第706条第1項第1号に掲げる行為として、当該社債の全部についてするその債務の全部又は一部の免除を加えるものとする。

[意 見] 賛成する。

[理 由] 元利金の減免が実際に必要となることがある。解釈上の疑義が生じるのを避けるため社債権者集会の権限である旨明文化することが望ましい。

### (2) 社債権者集会の決議の省略

社債権者集会を招集する者が社債権者集会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社債権者（議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなすものとする。

(注1) 会社法第732条から第734条第1項まで及び第735条

の規定は、これにより社債権者集会の決議があったものとみなされた場合には、適用しないものとする。

(注2) 上記の書面及び電磁的記録の備置きや閲覧等に関しても、所要の規定を設けるものとする。

[意見] (注1) 及び (注2) を含め、賛成する。

[理由] 手続きが簡便となり迅速化をはかれる場合も出てくる。

[コメント] 全社債権者の同意があり、かつ、それらに瑕疵がない場合には、裁判所の後見的同意は不要としても債権者の保護に欠けるところはないと思われる。

## 第2 株式交付

株式会社が他の株式会社をその子会社としようとする場合には、会社法第199条第1項の募集によらずに、当該株式会社の株式を当該他の株式会社の株主に交付することができるものとするため、次のような規律を設けるものとする。

### 1 定義等

① 「株式交付」とは、株式会社が他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。）をその子会社とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、その譲渡人に対して当該株式会社の株式を交付することをいうものとする。

(注) ①における子会社は、会社法第2条第3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合（会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。）における当該他の会社等に限るものとする。

② 株式会社は、株式交付をすることができるものとする。この場合においては、株式交付計画を作成しなければならないものとする。

## 2 株式交付計画

- ① 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならないものとする。
- ア 株式交付により当該株式会社（以下「株式交付親会社」という。）の子会社となる他の株式会社（これと同種の外国会社を含む。以下「株式交付子会社」という。）の商号及び住所
- イ 株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限
- ウ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数又はその数の算定方法並びに増加する資本金及び準備金の額に関する事項
- エ 株式交付により株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として株式交付親会社の株式以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法等
- オ 株式交付子会社の株式の譲渡人に対するウの株式（エの場合には、エの財産を含む。）の割当てに関する事項
- カ 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みの期日（以下「申込期日」という。）
- キ 株式交付がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）
- (①の注1) 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合には、ウの交付する株式の数又はその数の算定方法として、株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法を定めなければならないものとする。
- (①の注2) 株式交付子会社が種類株式発行会社（これに相当する外国会社を含む。）である場合において、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、オの事項について株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容を定めなければならないもの

とする。

(①の注3) オの事項についての定めは、譲渡人が譲り渡す株式の数((①の注2)の定めがある場合にあっては、各種類の株式の数)に応じて株式及びその他の財産を交付することを内容とするものでなければならないものとする。

(①の注4) 株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権又は新株予約権付社債(これらに相当するものを含む。以下「新株予約権等」という。)を譲り受けるときは、株式交付計画において、当該新株予約権等の内容及び数並びにその対価に関する事項を定めなければならないものとする。

② ①イの下限は、効力発生日において株式交付子会社が株式交付親会社の子会社となるように定めなければならないものとする。

(注) ②における子会社は、会社法第2条第3号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合(会社法施行規則第3条第3項第1号に掲げる場合に限る。)における当該他の会社等に限るものとする。

### 3 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み等

① 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して、株式交付親会社の商号及び株式交付計画の内容を通知しなければならないものとする。

(注1) 上記のほか、株式交付親会社の発行可能株式総数等の株式交付親会社に関するその他の事項も、①により通知すべき事項に含めるものとすることが考えられる。

(注2) 株式会社が①により通知すべき事項を記載した金融商品取引法第2条第10項に規定する目論見書を株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようとする者に対して交付している場合等には、①の通知をすることは要しないものとする。

② 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、申込期日までに、申込みをする者の氏名又は名称及び住所並びに譲り渡そうとする株式の内容及びその数を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならないものとする。

(注) ②の申込みをする者は、②の書面の交付に代えて、株式会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができるものとする。この場合において、当該申込みをした者は、当該書面を交付したものとみなすものとする。

③ 株式交付親会社は、②による申込みをした者（以下「申込者」という。）の中から株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者から譲り受ける株式交付子会社の株式の数を定めなければならないものとする。この場合において、株式交付親会社は、株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数が②①イにより定めた下限を下回らない範囲内で、申込者から譲り受ける株式の数を、当該申込者が申込みをした株式の数よりも減少することができるものとする。

④ 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、申込者に対し、当該申込者から譲り受ける株式の数を通知しなければならないものとする。

⑤ 申込者は、④の通知を受けた数の株式について、株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となるものとする。

⑥ 譲渡人は、効力発生日に、株式交付親会社が④により通知した数の株式を給付しなければならないものとする。

⑦ ③から⑥までは、申込期日において、申込者が申込みをした株式の数の総数が②①イにより定めた下限に満たない場合には、適用しないものとする。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対して、株式交付をしない旨を通知しなければならないものとする。

(3の注1) 株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株

式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、上記の通知及び申込み等の手続を省略することができるものとすることが考えられる。

(3の注2) 株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場合における当該新株予約権等の譲渡しの申込み等についても、所要の規定を設けるものとする。

#### 4 株式交付の効力の発生

- ① 3⑥による給付を受けた株式交付子会社の株式の株式交付親会社による譲受けは、効力発生日に、その効力を生ずるものとする。
- ② 3⑥による給付をした譲渡人は、効力発生日に、2①オの定めに従い、株式交付親会社の株主となるものとする。
- ③ ①及び②は、効力発生日において株式交付親会社が3⑥による給付を受けた株式の総数が2①イにより定めた下限に満たない場合には適用しないものとする。この場合において、株式交付親会社が3⑥による給付を受けた株式があるときは、株式交付親会社は、当該株式を譲渡人に返還しなければならないものとする。

(4の注) 株式交付子会社の株式と併せて当該株式交付子会社の新株予約権等を株式交付により譲り受ける場合についても、所要の規定を設けるものとする。

#### 5 株式交付親会社の手続

- ① 株式交付親会社は、効力発生日の前である一定の日から効力発生日後6か月を経過するまでの間、株式交付計画の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。

(注) 上記の書面又は電磁的記録には、対価についての定めの相当性に関する事項、株式交付子会社についての一定の事項、株式交付

親会社についての一定の事項等も記載し、又は記録しなければならないものとすることが考えられる。

- ② 株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の特別決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならないものとする。

(注1) 株式交換に準じて、②の規律は、株式交付子会社の株主に対して交付する対価の額が一定の水準を超えない場合には、適用しないものとする規律（いわゆる簡易手続に関する規定）を設けるものとする。

(注2) 株式交付親会社の種類株主総会の決議については、株式交換の場合における株式交換完全親株式会社の種類株主総会の決議についての規律と同様の規律を設けるものとする。

- ③ 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式交付をやめることを請求することができるものとする。

- ④ 株式交付親会社の反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができるものとする。

- ⑤ 株式交付子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式その他これに準ずるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができるものとする。

- ⑥ 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付により株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならないものとする。

(注) 上記の書面又は電磁的記録には、株式交付が効力を生じた日、株式交付親会社における手続の経過等も記載しなければならないものとすることが考えられる。

- ⑦ 株式交付親会社は、効力発生日から6か月間、⑥の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならないものとする。
- ⑧ 株式会社の株式交付の無効は、株式交付の効力が生じた日から6か月以内に、訴えをもってのみ主張することができるものとする。当該訴えは、株式交付の効力が生じた日において株式交付をする株式会社の株主等（会社法第828条第2項第1号に規定する株主等をいう。以下⑧において同じ。）であった者、株式交付により株式交付親会社に対して株式交付子会社の株式を譲り渡した者又は株式交付をする株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかった債権者に限り、提起することができるものとする。当該訴えについては、株式交付をする株式会社を被告とするものとする。

（第2の後注） 上記のほか、株式交付に関する手続等について、所要の規定を設けるものとする。

[意 見] 保留する。

[理 由] ある会社の株主と当該会社を子会社化しようとする会社との間の関係を規律し、子会社化される会社の株式のその一部だけがターゲットとなるという点で、今までの会社法に見られない構成である。かかる規律を法制化するだけの必要性があるのか見極めたうえで慎重な検討が必要である。

[コメント] 法制化する場合には、子会社化される会社の株主にとって強圧的な株式交付が行われないようにすること、株式交付に応じる株主とそうでない株主とが不公平に取り扱われないようにすることといった十分な株主保護対策を盛り込むことが求められる。また、法制化するとしても、親子会社関係を創設するための既存の制度とできる限り一体化し、条文数の増加が膨大なものとならないよう配慮すべきである。

### 第3 そ の 他

#### 1 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解

株式会社が、当該株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役及び清算人並びにこれらの者であった者（以下「取締役等」という。）の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次に掲げる当該株式会社の区分に応じ、①から③までに定める者の同意を得なければならないものとする。

- ① 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、各監査役）
- ② 監査等委員会設置会社 各監査等委員
- ③ 指名委員会等設置会社 各監査委員

[意 見] 賛成する。

[理 由] 現行法上、かかる訴訟については、原告株主・会社と被告取締役との間に合意が成立さえすれば和解が可能であり、原告と被告取締役との間で馴れ合いによる不当な和解が成立する可能性があるが、それを抑制する一定の効果が期待できる。

[コメント] 部会においては、株主による責任追及等の訴えの提起に新たな制限を設けるものとするかどうかについても議論されたということであるが、かかる訴えに取締役等の違法行為等抑止効果があることは疑いがない。こうした訴えの提起の制限は、企業不祥事の抑止が強く求められている現在の状況下においてふさわしくないため、制限を設けることを提案しなかったことは適切である。

#### 2 議決権行使書面の閲覧等

- ① 会社法第311条第4項の請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならないものとする。

② 株式会社は、会社法第311条第4項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

ア 【A案】 当該請求を行う株主が株主総会の招集の手続又は決議の方法（書面による議決権の行使に関するものに限る。）に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

【B案】 当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

イ 当該請求を行う株主が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

ウ 当該請求を行う株主が議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

エ 当該請求を行う株主が、過去2年以内において、議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(2)の注) 会社法第312条第5項及び第310条第7項の請求に関しても、同法第311条第4項の請求についての規律と同様の規律を設けるものとする。

[意見] ①及び②のような規定の新設に反対する。

[理由] 議決権行使書面への株主の住所の記載は法的要件ではない。議決権行使書面に株主の住所を記載しないという実務上の対応例があることなので、事務・経費負担が大幅に増えるようではなければ、それに倣うことでもよい。

[コメント] 議決権行使書面へ株主の住所が記載されなくなれば、濫用的な行使も減少すると思われる。

### 3 株式の併合等に関する事前開示事項

全部取得条項付種類株式の取得又は株式の併合を利用した現金を対価とする少数株主の締出しに際してする端数処理手続（会社法第234条、第235条）に関して、事前開示手続（同法第171条の2、第182条の2）において本店に備え置かなければならない書面又は電磁的記録に任意売却の実施及び株主に対する代金の交付の見込みに関する事項等を記載し、又は記録しなければならないものとして、情報開示を充実させるものとする。

〔意 見〕 賛成する。

〔理 由〕 自己の意思によらずして、その権限が縮小される可能性のある株主の保護のため、情報開示の充実は望ましい。

### 4 新株予約権に関する登記

【A案】 会社法第238条第1項第2号及び第3号に掲げる事項（同法第911条第3項第12号ニ参照）は登記することを要しないものとする。

【B案】 募集新株予約権について会社法第238条第1項第3号に掲げる事項を定めたときは、同号の払込金額を登記しなければならないものとする。ただし、同号に掲げる事項として払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時までに募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法を登記しなければならないものとする。

〔意 見〕 【B案】に賛成する。

〔理 由〕 払込み金額に関する登記があれば、新株予約権が行使された場合に、一株当たりの純資産額がどのように変動するか株主が推測可能となり、その行動の判断材料となる。

## 5 株式会社の代表者の住所が記載された登記事項証明書

登記簿に記載されている事項（株式会社の代表取締役又は代表執行役の住所を除く。）が記載された登記事項証明書については、何人も、その交付を請求することができるものとし、当該住所が記載された登記事項証明書については、当該住所の確認について利害関係を有する者に限り、その交付を請求することができるものとする。

（注） インターネットを利用して登記情報を取得する場合における当該住所の取扱いについても所要の措置を講ずることを検討するものとする。

〔意 見〕 賛成する。

〔理 由〕 代表者の住所記載がもたらす、メリットとデメリットを比較衡量した場合、妥当な解決策である。

〔コメント〕 代表者の住所が記載された登記事項証明書の交付が請求可能な「住所の確認について利害関係を有する」者の要件を適切に絞り込むことと、かかる要件に該当するか否かの判断が容易にできるものとする必要がある。

## 6 会社の支店の所在地における登記の廃止

会社法第930条から第932条までを削除するものとする。

〔意 見〕 賛成する。

〔理 由〕 支店の所在地における登記の存在意義は著しく減少し、その機能は電子化・オンライン化の進展により代替可能となっている。かかる登記の廃止は、会社の負担を軽減するものであり、適切である。